

仕 様 書

1 件 名

電気自動車リース契約（令和8年度その1）

2 リース期間

別紙1「リース車両仕様表」（以下「別紙1」という。）に記載のとおり

3 リース車両

(1) 車両数 11台（別紙1のとおり）

4 車両の仕様

(1) 新規製造車両であること。

(2) キー：3本を要す

※うち2本は、賃借人が保管する。この2本については、キーホルダー等により車両所有の会社名を表示のこと。なお、残りの1本は賃貸人が保管すること。また、キーの形式番号を記録し、書面で庁舎管理課に提出すること。

(3) 自動車の種別、用途等、駆動方式、タイヤ、乗車定員等

：総電力量20kWh以上のリチウムイオン電池及び定格出力25kW（軽自動車乗用は20kWh）以上のモーターを搭載した電気自動車であり、別紙1に記載するとおり

(4) 装備：

納入する車両の装備

- a. エアバッグ（運転席・助手席）
- b. ABS
- c. エアコン
- d. パワーステアリング
- e. 時計
- f. サンバイザー（運転席・助手席）
- g. ドアバイザー（フロント・リア）
- h. フロアマット（キャビン内全部）
- i. アシストグリップ（助手席）
- j. アクセサリーソケット（DC12V）
- k. キー抜き忘れ防止ブザー
- l. ライト消し忘れ警告ブザー
- m. ツール（工具）セット
- n. ハイマウントストップランプ（LED）
- o. リア3点式ELR付シートベルト
- p. 荷室マット（3mm以上）
- q. AM/FMラジオ
- r. ヘッドライトレベリング機構
- s. トラクションコントロール
- t. 普通充電機能＋普通充電リッド
- u. 急速充電機能＋急速充電リッド

- v. コントロールボックス付き充電ケーブル (AC200V・5m以上)
- w. パーキングセンサー等の後退時車両直後確認装置

上記の他、別紙1及び特記仕様書のとおり。なお、カーナビゲーションが設置されていないこと。

(5) 塗 装 等

- ①ボディカラー : 別紙1、特記仕様書1、特記仕様書2のとおり
- ②車体ラッピング: 別紙1、特記仕様書1、特記仕様書2のとおり
- ③車体文字・デザイン: 別紙1、特記仕様書1、特記仕様書2のとおり

(6) 車両の納入及び引取

- ①納入日時: 別紙1に記載のリース開始日午後5時まで
- ②納入先等: 別紙1に記載のとおり
- ③引 取: リース期間満了後の引取元等は上記②の納入先等と同じ

※ただし、引取元等については、契約期間中の使用担当部署の変更等に合わせ対応すること。

(7) 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「使用者氏名又は名称」、「使用者住所」、「使用の本拠の位置」を次のとおりとする。

- 使用者氏名又は名称: 岡山市
- 使 用 者 住 所: 岡山市北区大供一丁目1番1号
- 使用の本拠の位置: 別紙1のとおり

また、記載事項の変更が必要なものについては、車両関連法規に違背することのないよう、納車時までには手続を行うこと。

5 リースの方法

上記3の車両を7に掲げるメンテナンス付きでリースする。

6 月間予想走行距離 (1台当たり)

約1000km

7 メンテナンス内容

- (1) 定期点検(新車1ヶ月点検及び6か月毎)
- (2) 法定点検
- (3) 車検整備
- (4) 故障修理
- (5) タイヤ、バッテリー交換 (必要に応じて。パンク修理含む。)
- (6) 消耗品交換及び補充
- (7) その他安全走行に必要な点検・修理
- (8) 代車 (車検整備、故障修理時等整備に48時間以上要する時)
※車検整備、故障修理時等の整備工場への車両の搬入等を含むものとする。

8 リース料の積算について

落札者は、日付及び社名印を記入の上、車両毎の月額リース料及び残価が確認できる内訳書を速やかに提出すること。

9 リース料の支払方法

月額リース料を毎月支払うもの（履行後翌月払い。）とする。

なお、月の中途においてリースを終了する場合及び契約を解除する場合等、当該月に1日以上リースしているときは、当該月分のリース料全額の支払を請求することができる。

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両登録費用
- (2) 自動車取得税
- (3) 軽自動車税
- (4) 自動車重量税
- (5) 自動車損害賠償責任保険料
- (6) 7に定めるメンテナンスに要する費用
- (7) 登録抹消に要する費用
- (8) 車体表示抹消費用
- (9) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に定める費用
※(3)～(6)はリース期間中に要する費用とする。

11 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額

12 その他

- (1) 納車時における車両の仕様確認について、別途岡山市が示す方法により行うこと。
- (2) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (3) 車体内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれぞれの連絡先を表示すること（キーとは別途とする）。
- (4) リース会社の窓口、担当者、緊急連絡先を含む連絡網等を書面にて提出すること。
- (5) 別紙1により冬タイヤ付きの車両を納入する際は、冬タイヤ用として別途ホイールに組み込んだものを用意すること。
- (6) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。
- (7) 故障時、車両の使用に支障が生じる場合、開庁日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く日）についてはタイヤ、バッテリー交換等のメンテナンスの対応を迅速に行うこと。
- (8) 車種（車名やグレード等）、登録番号、リース期間、走行距離、点検整備内容、修繕等の車両に関するデータベースを作成し、そのデータを本市の必要に応じて提供すること。
- (9) 点検・整備を行う場合は、事前に点検・整備計画書を作成し、提出すること。
- (10) リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。その際、返納確認書の写しを庁舎管理課まで提出すること。
- (11) リース期間満了後の車両は、速やかに車体表示を抹消すること。その際、車体表示

の抹消が確認できる写真を撮影し、提出すること。

(12)本市の車両運行管理業務全般に関し、助言、情報提供等を行うこと。

(13)本仕様書その他設計図書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、庁舎管理課と協議のうえ決定するものとする。

(14)本件は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。

(15)契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る本市の歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、岡山市はこの契約を解除することができる。

13 担当課及び問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市総務局総務部庁舎管理課 佐藤

TEL (086) 803-1152

FAX (086) 225-5487